

川崎市公告第266号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年6月10日

川崎市長 阿部孝夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新百合ヶ丘ビブレ
川崎市麻生区上麻生一丁目19番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
新百合ヶ丘農住都市開発株式会社
川崎市麻生区万福寺一丁目2番3号
代表取締役 中島 眞一
- 3 変更しようとする事項
荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前6時00分 ～ 午後9時00分
(変更後) 午前3時00分 ～ 午後9時00分
- 4 変更する年月日
平成25年6月2日
- 5 届出の年月日
平成25年5月29日
- 6 届出及び添付書類の縦覧場所
川崎市役所本庁舎4階及び麻生区役所
- 7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
平成25年6月10日から平成25年10月10日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
平成25年10月10日
川崎市経済労働局産業振興部商業観光課